裁判へのご支援・ご協力を！
2017年03月07日　１２０号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

第10回口頭弁論、原告47人、支援者・弁護士133人が参加！

新・人間裁判の第10回口頭弁論は３月１日（水）、１３時３０分から札幌地方裁判所で行われました。それに先立って地裁前で集会が行われ、終了後の１４時から札幌市教育文化会館・３０５研修室で報告集会が行われました。参加者は１３３人でした。

地裁前で行われた集会では、原告を代表して平澤政廣さん(札幌市東区・写真左)、伊藤勇人さん（札幌市北区・同右）が決意表明を行いました（次号で紹介します）。

この日の口頭弁論には、高橋由記さん（小樽市・写真左）、吉田弦一さん(札幌市北区・同右)、(陳述は次号以降で紹介します)、西博和弁護士が立ちました。

裁判終了後、教育文化会館で報告会

報告集会は、肘井博行共同代表の挨拶で始まりました。「冬の北海道の生活は厳しい。暖房費の節約のために設定温度を下げたり、早くフトンにはいってストーブを止めるなどしてる。その土地の気候に適った最適な生活が出来てるのか。そうなっていないことを原告の陳述は告発している」。

後藤昭治原告団長は、「10 回を迎えた裁判を振り返ってみます（中略）。私たちの裁判は、国が国民に健康で文化的な生活を保障しているのか。そして、この生活保護費引き下げは正しいのかどうかを問い、国民全体で考えて行きましょう！と言うものです」

内田信也弁護団長は「原告団長もふれてましたが、国民生活全体に係わる制度として国民全体で考えていくことが出来るように、どのような工夫が必要なのか、みんなで知恵を出し合いましょう」渡辺達生弁護団事務局長は「登山で言えば５合目で、どう勝っていくのかと言う方向を定める所に来ています。全ての力を結集していく上で、証人尋問にも入って行きますし、毎回の法廷を埋め尽くしていくことも大きな力になります」

そして、西博和弁護士が、「一般の世帯と保護世帯では必要とする品目が違うし、何にお金をかけるかも違っている。厚労省は一般世帯の基準で物価は下がっていると言って保護費を下げた。しかし、保護世帯が必要としている品目では逆に物価は上がっている。ですから、厚労省の引き下げ理由は明らかに間違っている！と追及していきます」と報告しました。